



桜井市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

桜井市



目次

1. 桜井市パートナーシップ宣誓制度について

2. 宣誓をすることができる方

3. 宣誓の手続きについて

4. 宣誓に必要なもの

5. 再交付や返還について

6. よくある質問

1. 桜井市パートナーシップ宣誓制度について

桜井市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）であることを市長に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証を交付するものです。

この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度を通して、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、市民一人ひとりが、互いの価値観及び個性の違いを多様性として認め合える人権が尊重されるまちづくりを目指しています。

2. 宣誓をすることができる方

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 宣誓する日において、双方が民法に規定する成年<18歳>であること。

(2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

①双方が市内に住所を有していること。

②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をする日から起算して3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。

③双方が宣誓をする日から起算して3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと。

(4) 双方に宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップの関係にないこと。

(5) 双方が近親者でないこと。

民法734条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法735条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。

3. 宣誓の手続きについて

- (1) 人権施策課の窓口にお二人でお越しください。
(ご希望に応じて、個室での対応も可能です。)

※事前に、電話またはメールでご連絡していただき、宣誓の日時を予約することもできます。宣誓できる日時は、平日の午前9時から午後5時まで（年末年始の閉庁日は除く。）です。ご連絡していただいた時に、お二人のお名前と日中に連絡がとれる連絡先をお伝えください。

連絡先

桜井市 市民生活部 人権施策課

電話番号：0744-42-9111（内線2712）

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝・年末年始を除く）

メールアドレス：jinkens@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 「パートナーシップ宣誓書」および「パートナーシップの宣誓に関する確認書及び同意書」に記入し、必要書類と共に提出（宣誓）してください。

(3) 本人確認および要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付いたします。

また、一方または双方が市内へ転入予定の場合は「桜井市パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しいたしますので、転入後、宣誓受付票に記載された期限までに来庁していただき、確認後、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付いたします。

4. 宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

(1) パートナーシップ宣誓書

- ・当日窓口で記入していただきます。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書及び同意書

- ・当日窓口で記入していただきます。

(3) 世帯全員の住民票の写し

- ・続柄を記載したもの
- ・個人番号を記載していないもの

(4) 戸籍全部事項証明書

(5) 本人確認書類

- ・個人番号カード、運転免許証など

5. 再交付や返還について

パートナーシップ宣誓書受領証の再交付や返還には下記のとおり、手続きが必要です。

(1) 受領証の再交付

受領証の破損、汚損、紛失等により再交付を受けたときは、本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

また、紛失の場合を除き、すでに発行している受領証と引き換えとなりますので、お忘れのないようお持ちください。

(2) 受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。必ず、受領証（お二人分）と本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出してください。

- ①パートナーシップの関係が解消したとき
- ②死亡したとき
- ③桜井市外へ転出したとき
- ④受領証の返還を希望するとき

6. よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A1 婚姻は、民法の規定に基づく法律行為であり、相続等財産上の権利や、扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、桜井市のパートナーシップ宣誓制度は、市が独自で実施するものであるため、法的な権利の発生や義務付けの付与を伴うものではありません。

Q2 法的効力がないのになぜ導入をするのですか？

A2 この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、現在、婚姻関係に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている方々への理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A3 宣誓や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類には、交付手数料等が必要になります。

Q4 宣誓書等に記入できない場合はどうしたらいいですか？

A4 市職員及び宣誓しようとする者双方の立会いのもとで、代筆で宣誓書等に記入いたします。

Q5 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

A5 宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応も可能です。事前にご要望をお伝えください。

また、提出された書類や記載された個人情報、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q6 同居していないと宣誓できませんか？

A6 パートナーシップの宣誓は、必ずしも同居している必要はありません。

ただし、日常生活において、相互に協力しあう関係であることが必要です。

Q7 外国籍でも宣誓をすることはできますか？

A7 外国籍の方でも宣誓することはできます。宣誓する際には、婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要になります。

Q8 郵送での宣誓はできますか？

A8 郵送での宣誓は行っておりません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、お二人でお越しください。

Q9 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか？

A9 代理の宣誓はできません。宣誓の際は、お二人の意思を確認させていただき、宣誓書に記載し宣誓していただく必要があるため、必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

Q10 なぜ転入者でも宣誓できるのですか？

A10 桜井市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q11 桜井市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A11 一方または双方が桜井市外へ転出するときは、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、受領証を返還してください。

Q12 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A12 桜井市パートナーシップ宣誓制度は、桜井市独自の制度であるため、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。

ただし、住民票の続柄の記載を「縁故者」とすることが出来ます。

Q13 宣誓の際、通称名を使用できますか？

A13 通称名を使用することはできます。

ただし、戸籍上の氏名との併記となります。

なお、本制度で記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証するものではありません。

Q14 受領証は、すぐに交付されますか？

A14 提出された書類等に不備がなく、要件を満たしている場合は、原則、即日交付いたします。

ただし、時間を要する場合がありますのでご了承ください。

また、転入予定の場合は転入後、住民票の写し等を提出していただいてからの交付となります。

Q15 受領証はどのように利用するのですか？

A15 受領証の提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるサービスがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

今後、桜井市でも受領証を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても受領証の利用等について、周知啓発を進めていく予定です。

